

●小型特殊自動車

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている車両のことで、主に「農耕作業用」と「その他」に分類されます。公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になりますので、2階税務課窓口にて申告をし、ナンバープレートの交付を受けてください。

特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	要件
農耕作業用	乗用装置のついた※ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が <b>35 km/h未満</b> のもの (大きさや排気量の制限はありません)
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	1. 最高速度が <b>15 km/h以下</b> 2. 長さが <b>4.7m以下</b> 3. 幅が <b>1.7m以下</b> 4. 高さが <b>2.8m以下</b> <b>上記4項目すべてに該当するもの</b>

※乗用装置のないものに関しては、固定資産税「償却資産」の申告が必要になります。

●大型特殊自動車

特殊自動車の種類	要件	申告先
農耕作業用	最高速度が <b>35 km/h以上</b> のもの	ナンバーを取得する際は、 <b>運輸支局</b> への申告が必要です。 また、運輸支局への登録の有無に関わらず、全てが固定資産税「償却資産」の申告対象となります。
その他	車体の大きさや最高速度が <b>小型特殊自動車(その他)の4項目の要件に一つでも該当しない車両</b>	
ポール・トレーラ	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	